

公益財団法人 日本ライフセービング協会

寄付金の取扱に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本協会が受領する寄付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 個人又は団体からの使途の特定がなされないで受領する寄付金
 - (2) 指定寄付金 個人又は団体から使途を特定されて受領する寄付金及び広く一般社会に本協会が使途を特定して募金活動を行うことにより受領する寄付金
- 2 本規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄付金の募集等)

第3条 本協会は常時、一般寄付金を募るものとする。

- 2 一般寄付金は、寄付金総額の50%以上を定款第4条に規定する本協会の事業（以下「公益目的事業」という）に使用することとして募集しなければならない。

(指定寄付金の募集等)

第4条 本協会は、指定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募集要項」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

- 2 指定寄付金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は、募集総額の30%以下でなければならない。

(募集要項の交付等)

第5条 本協会は、指定寄付金を募集するときは、募集要項を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、ホームページ上において募集要項を公開し、これに賛同して寄付した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第6条 本協会は、一般寄付金または指定寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書および募集要項を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の寄付金の受領書には、本協会の公益目的事業に関する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 本協会は、当該指定寄付金の募集期間終了後、速やかに寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 本協会は、指定寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(使途を指定されて受領する寄付金)

- 第8条 本協会は、個人又は団体より一般寄付金又は指定寄付金を受領することができる。受領に際しては、寄付金申込書にて寄付者の資金使途等の意思を確認するものとする。
- 2 指定寄付金について寄付者から資金使途及び寄付金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
- 3 寄付金下記各号に該当する場合もしくはその恐れがある場合には、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。
- (1) 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に規定するもの以外の個人または団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合。
 - (2) 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合。
 - (3) 寄付金の受け入れに起因して、この法人に著しく資金負担が生ずる場合。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合。

(情報公開)

- 第9条 本協会が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(改 廃)

- 第10条 本規程の改廃は、理事会の議決を経てこれを行う。

附則1 本規程は、2018年6月30日から施行する。

附則2 本規程は、内閣総理大臣より公益認定を受けた日から施行する。